

ヒグマ人身事故発生時の対応方針
(知床半島ヒグマ管理計画対象地域版 (標津編))

2020年11月30日
知床ヒグマ対策連絡会議

1 趣旨

この方針は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。)第 7 条の 2 に基づき第二種特定鳥獣管理計画として策定した「北海道ヒグマ管理計画(平成 29 年 3 月策定)」第 2 章の 3 の方策「人身被害が発生した時の対応」に準じて、加害個体による二次被害の発生防止に努めることを目的に、その対応方針を定めた「ヒグマ人身事故発生時の対応方針(平成 30 年 3 月 7 日施行)」の地域版として位置づけたものである。尚、対象地域は斜里町・羅臼町・標津町(知床半島ヒグマ管理計画対象地域)とする。

知床半島ヒグマ管理計画は人身事故の発生ゼロを目標としている。目標達成のため、関係機関が行動し、努力することが最優先であることは言うまでもないが、不幸にも事故が発生することは残念ながらありうる。

その可能性がある以上、事故を想定外とするのではなく、事前に準備しておく必要がある。またひとたび事故が発生すれば、その原因を把握し、被害の拡大や、再発の防止に活かすことが我々の責務である。特に事故発生直後は大きな混乱が予想されるため、あらかじめ対応が必要な項目や役割分担を整理し、知床ヒグマ連絡会議構成団体、あるいは警察消防等の関係団体と共有し、円滑な対応を行うため、その方針をまとめた。

2 体制の整備

(1) 加害個体の捕獲体制

斜里町、羅臼町及び標津町(以下、「町」という。)は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成 19 年法律第 134 号)第 9 条の鳥獣被害対策実施隊を設置するなど、ヒグマによる人身事故発生時に迅速な対応ができるよう体制の整備に努めること。

(2) 連絡体制

オホーツク総合振興局及び根室振興局(以下、「振興局」という。)は、ヒグマによる人身事故が発生した場合に備え、あらかじめ知床ヒグマ対策連絡会議などの機会を通じて、釧路自然環境事務所、北海道森林管理局、振興局、町、警察、消防のほか、公益財団法人知床財団(以下、「知床財団」という。)、NPO 法人南知床ヒグマ情報センター(以下、ヒグマ情報センター)、一般社団法人北海道猟友会の会員などの鳥獣被害対策実施隊員又は対象鳥獣捕獲員(以下「捕獲従事者」という。)などの関係機関が休日等においても速やかに情報を共有し対応できる連絡体制を整備すること。

また、北海道環境生活部は休日等における振興局との相互の連絡体制を整備すること。

3 事故発生時の対応

(1) 初動対応について

ヒグマによる人身事故の発生通報を受けた機関が、第一報を町に連絡する。事故発生の第一報を受けた町は、警察、消防、知床財団、捕獲従事者などの関係機関に出動要請を行い、被害者の救助に取り組むとともに、2の(2)の連絡体制により関係機関に連絡し、連携して初動対応に取り組む。対策本部設置後は、対策本部が主体となり事態に対応する。

なお、鳥獣保護管理法第9条の捕獲許可では対応できないと思われるときは、振興局及び警察と協議のうえ対策を講じること。

* 鳥獣保護管理法第9条…学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的との他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。

・主な初動対応

第一次情報の聞き取り : 通報者から以下の状況を聞き取り、対応の判断に供する。

- ・いつ、どこで(時間・場所)
- ・だれが(被害者氏名、年齢、性別)
- ・どうして(事故の内容)
- ・どうなった(被害者の状況、加害グマの状況)
- ・応援は必要か(被害者搬送、加害グマへの対応)

被害者救援およびケア : 警察・消防への連絡、医療機関への搬送、被害者家族等への連絡。

二次被害防止措置 : 周辺住民等への注意喚起、現場に向かう消防・警察職員の護衛など安全確保、加害個体への捕獲等

現場状況の保全と記録 : 現場保全し、加害個体や事故の状況に関する初動調査を行い、以後の対応判断に資する。

既に被害者が死亡していると思われる場合 : 救助等の初動対応と同様の対応を行う。

* ただし、警察関係者が第一報を受け、明らかにヒグマによる被害と想定される場合は、加害個体の痕跡(足跡等)の保全に努めるとともに、関係機関と対応にあたるものとする。

・各機関の役割分担(警察・消防・行政等)

町役場 : 事故発生地を所管する町は対策本部の立上招集を行うとともに、地域住民等の安全確保のための緊急措置(加害個体の搜索捕獲の要請指示等を含む)・広報を行う。被害者家族への連絡・案内を行う。

警察 : 事故現場の保全と状況の記録。現状保存と安全確保のための現場封鎖などの緊急措置を行う。速やかな初動調査に協力する。

消防 : 被害者の救急救命を行う。被害者家族のケアを行う。

北海道(振興局) : 捕獲に関する許認可や鳥獣管理法第9条で対応出来ないと思われる場合など、対策本部の補佐をする。

環境省釧路自然環境事務所 : 必要に応じて初動対応を補佐する。

北海道森林管理局：必要に応じて各機関の所掌において初動対応を補佐する。また、所管する国有林内での事故の場合は、必要に応じて林道の通行止めや二次被害発生防止など、対策本部を補佐する。

(2) 対策本部の設置

ヒグマによる人身事故の発生通報を受けた所管町は、対策本部設置の判断、招集を行う。また、対策本部設置後の全ての情報と権限（新たな捕獲許可の発出等、特に法令で規定された行為を除く。）は、事故対策本部長に集中し、必要に応じて関係団体に協力を求める。初動対応者から、被害者救援およびケア、二次被害防止措置、現場状況の保全と記録・調査を引き継ぎ、以降警察・消防と連絡調整を図りながら、現場管理の責任を負う。調査および広報を統括し、調査から得られた情報を集約管理保管し、対策へ還元する他、危機管理広報を行う。対策本部は基本的に事故報告書の発行をもって解散する。

○対策本部構成

名 称	担 当	名 称	担 当
事故対策本部長	町長	ヒグマ情報センター	理事長及び担当
事故対策副本部長	副町長	猟友会中標津支部 (標津部会)	部会長及び事務局 局長
対策本部事務局長	農林課長		
総務担当	農林課農政係長		
安全対策担当	農林課林政係長		

○対策本部の目的

- ①事故を収束させ、周辺を常態に復帰させること
- ②知床全体に対する二次的な被害（風評被害等を含む）を防止すること
- ③原因を把握し、再発防止を図るなど、社会的な責任を果たすこと
- ④被害者に対する適切なケアを実施すること

○対策の原則と心得

1) 情報の一元化と統制

事故対策本部設置後は、事故に関する情報の受発信は、事故対策本部に一元化する。また、関係者は各々の判断で行動したり情報を発信したりしてはならない。さらに、以下に記載する内容や全ての情報と権限は、事故対策本部長に集中する。

2) 役割の分担と一貫性

事故対策本部では多岐にわたる作業・連絡・調整に対応するため、役割を分担し担当をあらかじめ決定する。特定の担当者が一貫して担当することで、情報の混乱を防ぎ、対外的な信頼性を担保することができる。

各担当の役割は以下の通りとする。

○事故対策本部長

事故対策本部長は、首長が担うものとし、基本的に事故対策本部に詰め、全体の指揮をとる。また、事故対策本部構成機関と常に情報共有を行い、すべての情報が本部長に一元化される体制をとる。知床ヒグマ対策連絡会議と連携を取り、対策を進める。

○総務担当

本部長の補佐と対策本部を統括する下記の作業を行う。また、情報の受発信を統括し、広報を担う広報班を置く。

- ・必要な許認可の諸手続き、手配等を行う。
- ・関係行政機関との連絡調整を担う。重要な行政機関とのやり取りについては、代表電話がパンク状態になる恐れがあるため、携帯電話等を使用し常時連絡可能な状態にする。
- ・公開された代表電話からの問い合わせ等に対応し内容を精査し、情報の収集と各担当への振り分けを行う。
- ・事故対策本部の活動や情報の受発信を記録、共有する。

* 広報班

対策本部に集まった情報を基に、地域住民・ビジター・関係機関・報道機関への広報を担う。広報に関する情報が一元化される体制とし、情報発信全体の指揮をとる。発信内容は常に対策本部内の各担当と情報共有する。

主な作業内容

- ・地域住民やビジターへの情報提供
- ・プレスリリース項目および素材の選択
- ・広報素材の管理・報道機関への配布
- ・報道された情報の収集
- ・問い合わせへの対応

○安全対策担当

二次被害防止のため立ち入り規制、加害個体の搜索・捕獲、現地の安全管理等にあたる。再発防止のための原因把握にあたる調査班を置き、対策本部長に助言を行う。

- ・二次被害の危険がある地域が明確な場合は、該当地域の立ち入り規制を行う。加害個体の搜索・捕獲を行う。
- ・警察、知床財団、ヒグマ情報センター、猟友会などに出動要請を行い、対応指示を行う。
- ・広報班と協力して、地域住民・ビジターへの周知、注意喚起を行う。
- ・知床財団、ヒグマ情報センター：原因究明のための詳細な現地調査を行うとともに、必要に応じて猟友会と連携して加害個体の捕獲にも対応する。
- ・猟友会：町の指示の下で知床財団と連携して加害個体の搜索・捕獲等にあたる。

* 調査班

加害個体の搜索・捕獲作業と並行して、別動で事故現場の調査を行うことを想定する。安

全対策と緊密に連携しながら、現地での調査、現場の保安全管理等を行い最終的な報告書とりまとめまでを担う。調査にあたっては、北海道環境生活部（及び地方独立行政法人北海道立総合研究機構産業技術環境研究本部エネルギー・環境・地質研究所自然環境部（以下「道総研」という。））と連携して実施する。

主な作業内容

- ・以下の調査項目（JBNクマ類人身事故調査マニュアルに準拠）について取りまとめる。
調査日時・記録者・発生日時・発生場所・天候・現場環境・地形・見取り図・発生時の状況・負傷状況・加害個体に関する情報等
- ・加害個体に関する履歴整理・DNA等の標本採取・解析を行う。
- ・必要に応じて研究機関など外部からの参加要請を対策本部に打診する。
- ・対策本部内への情報提供を行い、安全対策担当の活動及び広報班の発信をサポートする。
- ・被害者担当と連携し、被害者からの聞き取り、医療機関・警察・消防から情報収集を行う。

（3）二次被害の発生の防止と情報収集等

振興局は、町や知床財団などからヒグマによる人身事故発生情報を受けたときは、担当職員を派遣するなどして事故情報の収集に努めるとともに、町、警察などが行う住民への注意喚起など二次被害の発生防止対策に協力すること。

また、振興局、町及び知床財団等はヒグマの足跡の計測や体毛の採集など発生現場における痕跡を調査し、加害個体の情報の収集に努めること。

なお、痕跡調査の内容及び採取した試料の取扱い、送付方法等については別紙「ヒグマ人身事故発生時の痕跡調査について」によること。

〔二次被害防止等のための取組〕

項 目	関 係 機 関
住民等への周知	町、振興局、知床財団、ヒグマ情報センター、釧路自然環境事務所、北海道森林管理局
加害個体の捜索・状態確認、及び捕獲（捕獲許可、捕獲指示）	町、知床財団、ヒグマ情報センター、捕獲従事者（釧路自然環境事務所、振興局、警察）
事故現場の調査（体毛など痕跡試料の採取）	町、振興局、知床財団、ヒグマ情報センター、ほか
立入り制限	土地管理者、施設管理者、警察、町
道路通行制限	道路管理者、警察、町

（４）情報の伝達

振興局は、町からの通報などヒグマによる人身被害の発生情報を入手したときは、速やかに北海道環境生活部に連絡する（電話速報）とともに、様式 1「ヒグマ人身事故発生報告（第 報）」により第一報を FAX 又は電子メールで環境生活部に送信し、その後、新たな情報を入手次第、第二報以降を送信すること。

（５）専門家からの助言

北海道環境生活部は、振興局から受けた第一報の内容をもとに、必要に応じて道総研のヒグマに関する研究職員、北海道ヒグマ保護管理検討会の構成員及び知床財団等に入手した情報を随時提示するとともに、対応についての助言を求めるものとする。

4 事後調査等

（１）北海道環境生活部

北海道環境生活部は、人身事故発生の原因等を検証するため、関係機関の協力のもと、現地調査及び被害者などの関係者への聞き取り調査を行うこと。

事後調査の実施に当たっては、原則として、北海道環境生活部が道総研へ調査を依頼し、依頼を受けた道総研は研究職員を事故現場等へ派遣し調査を実施することとする。

調査を実施した道総研は、クマ類人身事故調査マニュアル（日本クマネットワーク 2011 年 3 月）に基づき結果を取りまとめ、北海道環境生活部に報告すること。

なお、知床財団等の専門家を擁する機関が、道総研が行うものと同様の内容で実施する場合は、この限りではない。

（２）対策本部（又は町）

被害者のケア、加害個体の対応等の事故対応が収束し、事故現場が概ね常態に復帰した後に、対応中に実施した調査内容、初動対応および対策本部の活動を取りまとめた報告書を作成する。

報告書は事故の記録に加え、原因把握と課題抽出、今後の対策への提言などを取りまとめ、知床および他地域における再発や二次的な被害（風評被害等を含む）を防止することを目的とする。（ただし、対策本部が設置されなかった場合は、町が担う）

5 概要情報の公表等

北海道環境生活部は、道総研の調査結果報告を参考に「ヒグマによる人身事故発生状況」の案を作成し、道総研及び北海道ヒグマ保護管理検討会の構成員から意見を聴取したうえで、自然環境課のホームページで公表するものとする。

また、北海道環境生活部は振興局に対し公表内容を通知し、振興局は、町等関係機関に周知し、情報を共有することとする。

さらに、対策本部が発行する事故報告書については、知床世界自然遺産地域科学委員会エゾシカ・ヒグマワーキンググループ会議にて報告し、その会議資料としてインターネット上の知床データセンターで公開する。

6 その他

（1）人身事故の定義

人身事故には①直接的被害②間接的被害③ヒグマとは断定できない疑い例④その他関連事故等がある（JBN クマ類人身事故調査マニュアルに準拠）。

①直接的被害（間接的被害を伴うものも含む）

- ・ヒグマの物理的接触による傷害で、致命的なもの→①A ランク
- ・ヒグマの物理的接触による傷害で、明らかに非致命的なもの→①B ランク

②間接的被害

- ・ヒグマとの物理的接触を伴わず、ヒグマの存在が間接的に傷害の原因と認められるもの
例：遭遇時の転倒・転落による傷害・ショックによる疾病、衝突回避に伴う交通事故

③疑い例

- ・ヒグマが原因と特定できないが、その関与が疑われるもの
例：死亡・行方不明等被害発生状況が不明ながら、ヒグマの関与が疑われるもの

④関連事故

- ・人身事故の捜索・捜査・調査中に発生したヒグマによらない事故

（2）対象とする事故

①人身事故（直接的被害）②人身事故（間接的被害）③人身事故（疑い例）を対象とする。但し、威嚇突進など事故に至らなかったが、きわめてその可能性が高かった事例に関しては、事故に準じた対策・調査・広報対応を行うこともある。

（3）関連計画等

- ・知床半島ヒグマ管理計画（釧路自然環境事務所・北海道森林管理局・北海道・斜里町・羅臼町・標津町、2017年4月）
- ・ヒグマ人身事故発生時の対応方針（北海道、2018年3月7日）
- ・知床五湖ヒグマ活動期運用ハンドブック（釧路自然環境事務所、2017年3月）
- ・カムイワッカ湯の滝ヒグマ対応方針

（4）参考資料

- ・クマ類人身事故調査マニュアル（日本クマネットワーク、2011年3月）

(参考) 事故発生時のフロー

